

おまつり広場を希望する皆様へ

第 58 回伊勢原観光道灌まつり開催にあたり、おまつり広場を希望する方につきましては、次の注意事項をご確認の上、所定の手続きをお取りください。

1 おまつり広場出店届出について

「おまつり広場出店届出書」を令和 7 年 8 月 1 日(金)までに道灌まつり実行委員会事務局に提出してください。

- (1) 出店料は 30,000 円（2 日間の出店料、テント設営費、電源使用料※使用料に制限があります。）
- (2) 1 区画（4 m 四方 1.5 間×2 間テントスペース）。持ち込みテント不可。
- (3) 「出店日時」は、次の出店可能な時間内で記入してください。
10 月 4 日（土）・・・13 時 00 分から 19 時 30 分まで
10 月 5 日（日）・・・10 時 00 分から 17 時 30 分まで
※10 月 4 日（土）は、19 時 30 分から 20 時 00 分まで、10 月 5 日は、17 時 30 分から 18 時 00 分までが清掃時間となります。

各日、出店終了時刻までに必ず営業を終了して片付けを行ってください。

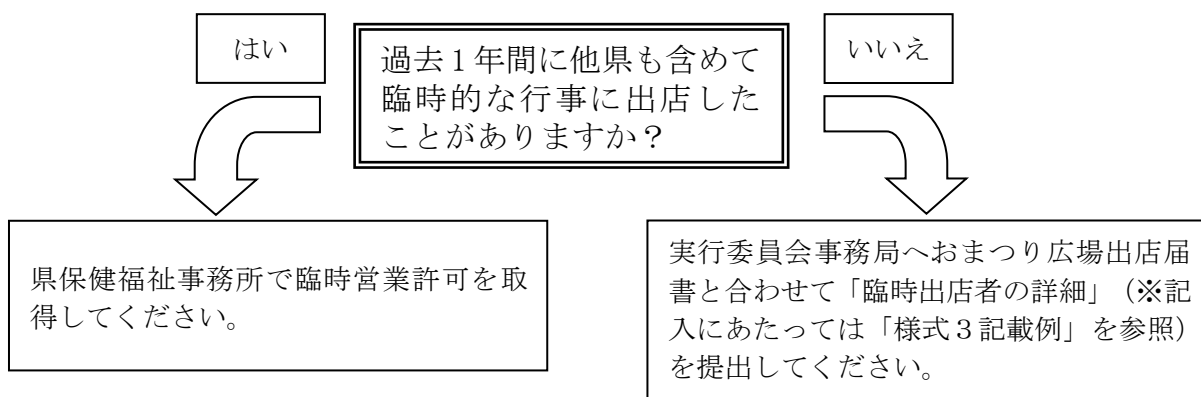
- (4) 「飲食店営業許可の有無」は、「有」の場合には必ず、業種と免許等名称をご記入ください。
- (5) 定員の 12 区画程度を超える申込みがあった場合は、事務局にて抽選を行い、当落については申込書の連絡先にご連絡をいたします。なおエリア内での出店場所は選べません。
- (6) 令和 4 年度から、食品衛生法改正に伴う、神奈川県施設基準条例の施行により、出店頻度や取扱う品物によって必要となる手続きが異なります。

下図を参考に、必要な手続き方法を確認した上で、書類を提出してください。

※道灌まつり以外に過去 1 年間に他県を含めて臨時的な行事に出店したことがある方は、新たに「臨時営業許可」の取得が必要となります。県のホームページをご確認の上、「臨時営業許可」を取得後に道灌まつりの露天出店手続きを行ってください。

※取り扱える品物や施設基準について、例年とは変更点がある場合があります。露天出店を検討している方は、手続きを行う前に該当する県ホームページを必ずご一読ください。

【出店にあたる手続きの判断基準】



【参考：関連する県ホームページ】

- ・道灌まつり以外にも露天出店を行っている方
➡県ホームページ「臨時営業について」



- ・道灌まつりにのみ露天出店を検討している方
➡県ホームページ「臨時出店・模擬店等について」



- ・露天出店にあたる施設基準 ➡県ホームページ「臨時営業の施設基準について」



2 美化協力金

ポイ捨て防止や環境美化に努めるため、歩行者天国内にゴミ箱を設置します。

設置に伴い、ゴミ収集及び処理経費が必要となるため、「美化協力金」として飲食物を取り扱う露天店舗1件当たり3,000円を徴収いたします。

3 飲食物の販売について【重要】

道灌まつり実行委員会が開催する食品衛生講習会【9月3日（水）午後3時 伊勢原市民文化会館小ホール（予定）】を必ず受講してください。

詳細については、出店者に対して別途通知いたします。

事務局：伊勢原観光道灌まつり実行委員会事務局
伊勢原市役所商工観光課内
☎ 0463-94-4732・4729